

公共事業評価における主な課題と対応の方向性（案）

参考資料 2

条例	現状	課題	対応の方向性
第2章 政策評価に関する基本方針（事前評価）			
第4条	<p>○当初計画の計画策定状況</p> <p>* 農政部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農水省の国費補助を活用 ・ 概略設計、費用対効果、事業費積算等を委託 <p>* 水産林務部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 振興局職員が計画書作成や現地調査等を実施 ・ 一部事業の概略図作成は道単独費で委託 <p>* 建設部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道単独費を活用（一部事業は割当なし） ・ 一部又は全部の項目を委託（事業によって相違） <p>→このように、当初計画の資料作成は予算の都合により概略設計までとなっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再評価時において事業費が大きく増加している事業が散見される 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費が大きく増加する前など、適正な時期に評価を実施できるよう、再評価における対象要件（事業費要件）について、見直しを行う
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施設計の内容を精査した段階で立ち止まるチャンスを作るため、事業の規模によっては工事の是非を判断する評価の実施を強く要望。 		

公共事業評価における主な課題と対応の方向性（案）

参考資料 2

条例	現状	課題	対応の方向性
第 2 章 政策評価に関する基本方針（再評価）			
第 4 条	<p>○再評価の対象要件</p> <p>* 関係省庁の再評価要件の準用</p> <p>ア 事業採択後長期間経過時点で未着手 （建設部所管は未着工）</p> <p>イ 事業採択後長期間経過時点で継続中</p> <p>ウ 事業採択前の準備・計画段階で一定期間経過</p> <p>エ 再評価実施後一定期間経過</p> <p>オ 社会経済情勢の変化により再評価必要</p> <p>* 北海道独自の対象要件</p> <p>ただし、次の場合は評価対象から除外</p> <p>(ア) 評価対象年度の翌年度に完了見込みの地区</p> <p>(イ) 事業費の進捗率90%以上又は主要工事完了地区 で専門委員会再評価不要と認められた地区</p> <p>(2) 事業費大幅変更</p> <p>ア 農政所管と水産林務部のうち林野関係 (ア) 30億円以上の増減 (イ) 30億円以上の地区で5割以上の増減</p> <p>イ 水産林務部のうち水産関係と建設部所管 (ア) 50億円以上の増減 (イ) 50億円以上の地区で5割以上の増減</p> <p>ウ 10億円以上の増減と事業内容の大幅変更 （目的・事業手法・施設規模等）</p> <p>○他都府県では対象要件のほとんどが事業期間のみ ※評価件数が北海道より多いのは3団体のみ</p> <p>○事業費を要件にしている3団体全てにおいて、増加割合を要件に設定</p>	<p>・再評価時において事業費が大きく増加している事業が散見される</p> <p>・再評価の対象要件の中で、実質的にほぼ該当する事業がない要件がある →左欄中段の*北海道独自の対象要件の(2)事業費大幅変更のうち</p> <p>ア 農政所管と水産林務部のうち林野関係 (ア) 30億円以上の増減 (イ) 30億円以上の地区で5割以上の増減</p> <p>イ 水産林務部のうち水産関係と建設部所管 (ア) 50億円以上の増減 (イ) 50億円以上の地区で5割以上の増減</p> <p>・事業費の変動要件の基準が所管部局ごとに不統一 （上記対象要件と同じ）</p>	<p>・事業費が大きく増加する前など、適正な時期に評価を実施できるよう、再評価における対象要件（事業費要件）について、見直しを行う</p> <p>・適正な要件となるよう見直しを行う</p> <p>・事業費変動要件の基準を統一化する</p>

公共事業評価における主な課題と対応の方向性（案）

参考資料 2

条例	現状	課題	対応の方向性
第2章 政策評価に関する基本方針（事後評価）			
第4条	<ul style="list-style-type: none"> ○道では事後評価を行っていない（国、他都府県では導入例あり） ○関係省庁の事後評価実施地区数 <ul style="list-style-type: none"> ・農政部と水産林務部の所管事業では農林水産省が事後評価を実施 ・H27～R1の5か年で年平均7地区の事後評価を実施 ・建設部所管事業は直近5か年で国土交通省による事後評価実施地区なし 	<ul style="list-style-type: none"> ○事後評価導入の課題 <ul style="list-style-type: none"> ・事業によっては、評価時点におけるデータ整理（作付面積、作物単収、労働時間、担い手への農地集積状況等）等で地元団体の新たな負担が発生 ・事業によっては事後評価時点の費用対効果分析でコンサル等への委託が必要となり、新たな予算措置が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁が実施する事後評価を活用して試行的に事後評価を行い、事後評価の有効性等について検証する

公共事業評価における主な課題と対応の方向性（案）

参考資料 2

条例	現状	課題	対応の方向性
その他（事業期間の長期化）			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直近 5 か年の事前評価地区における平均事業期間は約 9 年（最短 3 年・最長 20 年） ・ 多くの地区は、継続地区の平均年度事業費を基に事業期間を設定 ・ 大規模事業であること、毎年度の予算上の制約があること、施工従事者が減少していることなど、様々な要因によって事業期間が長期化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業期間の長期化に伴う対応（5 年計画、全体計画の策定など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平均事業期間は約 9 年であるが、実施設計、用地買収、ボーリング調査などに 2～3 年を要しており、実質的な工事期間は 5、6 年程度。 ・ 河川改修や海岸整備などについては、一定区間ごとに、順次、設計と工事を繰り返しながら進めるため、長期間の施工となる ・ 長期化している事業については、再評価の段階において、事業の進捗状況や経済効果の把握のほか、工期の妥当性の検証をより一層、精査するなどにより、コスト縮減を図る
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労賃や物価については、今回のコロナ禍を含めて将来的な動向予測が不可能なこと、上昇分を見込むことで関係省庁から単価が高いと指摘されることから、最新年度の単価以外での積算は困難 ・ 消費税率については、将来的な見通しが把握できないことから、最新年度の税率以外での積算は困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業期間の長期化に伴う対応（労務費等の上昇見込みを踏まえた計画の策定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労賃、物価、消費税率の変動は事業とは直接に関係のない他動的要因のため、再評価における事業費増減額の算出に当たっては、これらの変動分を除外することを検討する